

(12)

放射線業務従事者の線量限度について

平成 23 年 4 月 26 日
原子力安全・保安院1. 厚生労働省における検討結果

厚生労働省において、政務三役含め検討した結果、以下の方針を決定。

- (1) 今回の緊急作業における被ばく線量が 100mSv 未満の者については、通常作業を含めて 5年間で100mSv を超えないよう指導。
- (2) 今回の緊急作業において 100mSv を超えた者については、当該5年間の残りの期間については、被ばくする作業に就かせないよう指導。

2. 事業者の意見

- (1) 上記の措置により、実質的には平常時の線量限度「1年間50mSv」が弾力化されたため、一定の効果が期待できる。例えば、日立は、現在、社内の管理上の上限値を30mSvとしているところ、今回の措置により、それを引き上げることができるとの見解を(非公式に)示している。
他方、「5年間100mSv」の上限が残ると、次年度以降の作業に従事するためには上限一杯の作業を実施することができないため、効果は限定的なものにとどまる。
- (2) 今後の福島第一原子力発電所事故の収束に向けては、緊急時の線量限度と「5年間100mSv」を含む平常時の線量限度の一体的な運用が残る限り、必要な作業を円滑に進めていくことは相当困難と認識。しかし、現時点において、今後の作業員の被ばく線量について具体的な見積もりを算出することができていない。

3. 今後の対応

- 厚生労働省の検討結果を事業者に示し、福島第一原子力発電所の作業及び他の原子力発電所の作業が可能か評価を指示。
- その結果を踏まえ、改めて厚生労働省への返し方を検討。

(以上)